

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則
鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
示 新たに生じた土地の確認

字の区域の変更
字の区域の新設等

青少年に有害な図書類の指定

鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正

国土調査の成果の認証

鶏等の移入の禁止の一部改正

土地改良事業の認可申請の適否の決定

土地改良法による換地処分

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定

入会林野整備計画の適否の決定

保安林の指定の解除予定(三件)

開発行為に関する工事の完了

◇公 告
理容師試験等の実施

都市計画法による公聴会の開催

規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第十七号の項の次に次のように加える。

十八 水稲生産安定技術導入資金 水稲の生産安定を図る
ために必要な機械又は資材の購入に要する資金

五年以内

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、気高町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置（昭和五十九年六月一日現在の地番による。）	新たに生じた土地の面積
気高郡気高町大字酒津字村東ノ切三七一の五五の地先	四一四・二六平方メートル

鳥取県告示第二百六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十九年六月一日現在の地番による。）
大字酒津字村東ノ切	大字酒津字村東ノ切の全域 大字酒津字村東ノ切三七一の五五の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第二百七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、中山町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による三谷地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称	同上の区域（昭和五十八年八月一日現在の地番による。）
羽田井字三谷	羽田井字苗代原尻一三七の一六と一体をなす国有地の一部 羽田井字細入八九三、八九三次一、八九四及びこれらと一体をなす国有地 羽田井字イケス谷八九五の二 羽田井字三谷駄道ノ上九〇五から九〇九まで、九一〇の一、九一〇の二、九一〇の三、九一一、九一一の一、九一二から九一七まで、一三七八の三及びこれらと一体をなす国有地 羽田井字三谷堂坂ノ前九一八の二、九一九、九一九の一、九二〇の三、九二一、九二二、九二三の一、九二三の二、九二三の三、九二四から九二七まで及びこれらと一体をなす国有地 羽田井字三谷堂ノ前のうち九三〇の一、九三〇の四及びこ

羽田井字三谷 道ノ上	羽田井字イケス 谷	羽田井字細入	尻 羽田井字苗代原	区域を変更する 字の名称				
羽田井字三谷 道ノ上	羽田井字イケス 谷のうち八九五の二以外の区域	羽田井字細入のうち八九三、八九三次一、八九四及びこれらと一体をなす国有地	羽田井字苗代原尻のうち一三七一の一六と一体をなす国有地以外の区域	同上の区域（昭和五十八年八月一日現在の地番による。）	れらと一体をなす国有地以外の区域 羽田井字穴ヶ谷九四六、九四六の一、九四八、九四八次一、九四九の一、九四九の二、九四九の四、九四九の五及びこれらと一体をなす国有地 羽田井字三谷堂ノ前上の全域 羽田井字三谷ソリ田の全域 羽田井字三谷杓子谷の全域 羽田井字三谷木戸口の全域 羽田井字茗荷谷九八九及びこれと一体をなす国有地の一部 羽田井字三谷山ノ神のうち九九六の一以外の区域 羽田井字上山ノ神のうち一〇〇三次一及びこれと一体をなす国有地以外の区域 羽田井字穴ヶ谷西平ラ一三七一次三の一、一三七一次三の二 羽田井字山神東平一三七一次五の一、一三七一次五の二、一三七一次六、一三七一次六の一、一三七一次六の二及びこれらと一体をなす国有地 羽田井字退休寺原一四一八の一五八三、一四一八の一六二六から一四一八の一六二八まで及びこれらと一体をなす国有地			
原 羽田井字退休寺	平 羽田井字山神東	西 羽田井字穴ヶ谷 西平ラ	神 羽田井字上山ノ 神	羽田井字茗荷谷	羽田井字穴ヶ谷	羽田井字三谷堂ノ前	羽田井字三谷堂 坂ノ前	
羽田井字退休寺原のうち一四一八の一五八三、一四一八の一六二六から一四一八の一六二八まで及びこれらと一体を	羽田井字山神東平のうち一三七一次五の一、一三七一次五の二、一三七一次六、一三七一次六の一、一三七一次六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	羽田井字穴ヶ谷西平ラのうち一三七一次三の一、一三七一次三の二以外の区域	羽田井字上山ノ神一〇〇三次一及びこれと一体をなす国有地	羽田井字茗荷谷のうち九八九及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域	羽田井字穴ヶ谷のうち九四六、九四六の一、九四八、九四八次一、九四九の一、九四九の二、九四九の四、九四九の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	羽田井字三谷堂ノ前九三〇の一、九三〇の四及びこれらと一体をなす国有地	羽田井字三谷堂坂ノ前九一八の一、九一九の二、九一九の三、九二〇次一、九二〇次二、九二〇の四及びこれらと一体をなす国有地	○の一、九一〇の二、九一〇の三、九一一、九一一の一、九一二から九一七まで、一三七八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

なす国有地以外の区域

廃止する字の名稱	羽田井字三谷堂ノ前上、羽田井字三谷ノリ田、羽田井字三谷杓子谷、羽田井字三谷木戸口
----------	--

鳥取県告示第二百七十一号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第一項の規定により告示する。

昭和六十年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

指定番号	種 別	図 書 類		発行 記号等	類 表示された発 行所名
		題	号		
1787	雑誌その他 の刊行物	エロヌフナーカス 写姦		E F 一 4 E	（株）ツッパル社
1788	"	SEXY・EYES VOL.22 淫肉遊び		S I 一 4 E	（株）ツッパル社
1789	"	セクシーボトム オアソ○コ 好きだぜ		S B 一 4 E	ツッパル社
1790	"	エロヌ・ツツパ 裂唇犯し		E P 一 3 E	ツッパル社
1791	"	女子高生桃尻遊戯 自慰行為 忍ばんて		F B 一 ソ 4	アリス出版
1792	"	女子高生SM製人形 女子高生SM緊縛人形		F B 一 ソ 6	アリス出版
1793	"	スクランソール通信 桃色大図鑑		F B 一 ソ 7	アリス出版
1794	"	セリアソ徳 ジャーン・アルー		E L 一 ス 3	アリス出版
1795	"	ソドムそれでも男が大好き 男根でござって奥までイレて		Z M 一 2 E	アリス出版
1796	"	ポプアイタッタ		F A 一 ル 9	office JET
1797	"	紅孔雀		F A 一 ル 2	office JET
1798	"	過激な女		E L 一 ル 7	office JET
1799	"	イマージュ		E L 一 ル 8	office JET
1800	"	性愛笑ひ込み 恋愛女子大生		F A 一 ル 3	キヤロル出版
1801	"	腫充血 あま		F B 一 ソ 2	キヤロル出版
1802	"	美人秘書 美人関係		E L 一 ソ 0	キヤロル出版
1803	"	RORO 3月号 ヒデオ・モロ本情報掲載	雑誌 09 7-3		辰巳出版株式会社
1804	"	GALSOFT 美少女メダイア 異常興奮本チア少女大集合!!		G S 一 4 E	（株）暉出版新社
1805	"	無差別挿入 POLE		F B 一 ソ 5	土旺出版新社
1806	"	少女の陰唇 夢の方舟		F A 一 ソ 0	Do 企画
1807	"	局部淫写 少女の下着		F B 一 ソ 3	Do 企画

1808	"	周部マツサージ バイオレーション	F B— ン 8	Do 企画
1809	"	ジュニアヤンキー 検全開カ タロケ 金髪取穴	S E— 4—E	トライビジョン
1810	"	スクリヤー VD 少女桃色通信 桃色ピチオ 痴穴覆入	S K— 4—E	トライビジョン
1811	"	コミックひろこ 3月号	雑誌コー 下1 3 8 8 3—3	徳空舎出版社
1812	"	BABYS. 創刊号	F B— ヤ 5	Baby's
1813	"	性体娘菜室	F B— ヤ 6	Baby's
1814	"	ザ・女 おんな	F B— ヤ 7	Baby's
1815	"	ナイト・スクリーン 今夜は最高って感じ!!	F B— ヤ 4	なし
1816	"	あつく濡れて 性修羅流血!!	雑誌コー 下1 8 2 4 — 9/15	株式会社蒼竜社
1817	"	人妻もだえ泣き	雑誌コー 下1 8 3 9 4 — 9/15	株式会社蒼竜社
1818	"	YOUNG DOMAN 3月号	雑誌コー 下0 8 8 1 3—3	株式会社スパー ソナイ
1819	"	漫画ラブ&ラブ 3月号	雑誌コー 下0 9 1 1 4 9—3	傑セソナイ社

鳥取県告示第二百七十二号

鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和五十三年十一月鳥取県告示第千十三号）の一部を次のように改正する。

昭和六十年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一技術導入資金の表の第十七号の項の次に次のように加える。

十八 水稲生産 安定技術導入 資金	土壤改良資材散 布機、中苗は種機、 施肥田植機、成苗 田植機（附属機械 及び資材を含む。） 又は動力作溝機の 購入に要する資金	中苗田植の場合に あつては、耕地一 ヘクタールにつき 四六七、〇〇〇円 成苗田植の場合に あつては、耕地一 ヘクタールにつき 六二〇、〇〇〇円	一月 又は 二月 又は 三月
-------------------------	---	--	----------------------------

鳥取県告示第二百七十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行 つた者の 名称	調査を行 つた時期	成果の名称	調査を行つた地域	認証年月日
泊 村	昭 和 五 十 八 年 度 及 び 昭 和 五 十 九 年 度	泊村(大字泊及び 大字筒地の各一部)の地籍図及び地 籍簿	泊村大字泊及び大 字筒地の各一部	昭 和 六 十 年 三 月 七 日
大 栄 町	昭 和 五 十 八 年 度 及 び 昭 和 五 十 九 年 度	大栄町(大字大谷 の一部)の地籍図 及び地籍簿	大栄町大字大谷の 一部	昭 和 六 十 年 三 月 七 日

鳥取県告示第二百七十四号

昭和六十年二月鳥取県告示第二百二十五号(鶏等の移入の禁止について)の一部を次のように改正する。

昭和六十年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「静岡県富士市」を「静岡県」に改める。

鳥取県告示第二百七十五号

鳥取県農業開発公社が行う土地改良事業(公社営畜産基地建設事業東伯

地区農用地造成)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年三月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、中山町から同町が行う土地改良事業に係る三谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示

する。

昭和六十年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十七号

倉吉市が行う土地改良事業に係る勝負谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の第二項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年三月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百七十八号

八頭郡用瀬町大字鷹狩二四二一〇杉森入会林野整備組合組合長伊田榮治から申請のあつた杉森入会林野整備計画については、昭和五十九年十二月十七日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年三月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百七十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八東町大字志谷字峠五〇一の二〇

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第二百八十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字洗井字才ノ岡五一一の二、五一五、五一六の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第二百八十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十
六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市上福原字北浜温泉一八二六の一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二百八十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年七月七日 鳥取県指令受都計第百五十号

公 告

一 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市吉成字中河原及び字崩し口
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市末広温泉町六五九
田 圃土地観光有価会社
代 表 取 締 役 露 土 健 英

理容師法（昭和22年法律284号）第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和32年法律163号）第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和60年3月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和60年5月14日（火）午前10時から

場所 倉吉市東蔵城町2番地 鳥取県中部総合事務所大会議室

(2) 実地試験

日時 昭和60年6月10日（月）午前9時から

2 受験資格
場所 鳥取市南吉方一丁目71番地3 鳥取県理容美容高等専修学校

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者又は理容師法の一部を改正する法律（昭和28年法律第49号）附則第4項若しくは美容師法附則第11項の規定により学校教育法第47条に規定する者となされる者であつて、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設を卒業した後1年以上（実日数280日以上）の実地習練を経たもの

3 試験の方法

(1) 試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

(2) 昭和59年に鳥取県知事が行った理容師試験又は美容師試験の学科試験に合格した者については、理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第5条第4項又は美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第2条第4項の規定により学科試験を免除する。

4 試験の科目及び事項

理容師法施行規則（昭和23年厚生省令第41号）第19条又は美容師法施行規則（昭和32年厚生省令第43号）第19条に規定する科目及び事項について行う。

5 出願の方法

(1) 願出の提出期間

昭和60年4月1日（月）から同月15日（月）まで（郵送による場合は、普通書留とし昭和60年4月15日（月）までの消印のあるものは有効とする。）

(2) 願書の提出先

<p>ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所</p> <p>イ 県外居住者 〒680 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県衛生環境部衛生課</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受験願書 (所定の様式によること。)</p> <p>イ 履歴書 (最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行った場所及び期間を記載すること。)</p> <p>ウ 養成施設の卒書証書の写し又は卒業証明書</p> <p>エ 実地習練を行ったことを証する書面</p> <p>オ 写真 (出願前6月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面、上半身像のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの)</p> <p>(4) 3の(2)により学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類に代えて知事の発行した理(美)容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。</p> <p>(5) 氏名、本籍等に変動があつた場合等</p> <p>ア 受験者の氏名、本籍等が(3)のウ又はエに掲げる書類に記載されている氏名、本籍等と異なる場合には、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書を添付すること。</p> <p>イ 受験者が外国人である場合には、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第5条に規定する市町村長の発行する登録証明書の写し又は同法第4条の規定により登録されていることを証する書類を添付すること。</p> <p>(6) 提出部数</p> <p>提出書類は、正副二部提出すること。</p>	<p>6 試験手数料及びその納付方法</p> <p>(1) 試験手数料 6,000円</p> <p>(2) 納付方法</p> <p>(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。</p> <p>(3) 納付した手数料は、返還しない。</p> <p>7 試験場に持参するもの</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>受験通知書及び筆記用具</p> <p>(2) 実地試験</p> <p>ア 受験通知書</p> <p>イ 白衣及び上ばき</p> <p>ウ 応急薬品</p> <p>エ 理容師試験を受ける者にあつては、調髪及び顔そりに必要な器具及び材料</p> <p>オ 美容師試験を受ける者にあつては、調髪、コールドパーマノントウエーブ等に必要の器具及び材料並びにモデルウイッグ(頭毛が純毛で自然色のものであり、毛髪の長さが、前、側、頭頂部はそれぞれ20センチメートル以上、後頭部は10センチメートル以上であるもの)</p> <p>8 理容師実地試験のモデルは、各自が同伴すること。</p> <p>なお、モデルは、調髪後2週間以上経過した者で角刈でないものとする。</p> <p>9 その他</p>
---	--

- (1) 出願者には、試験の日の前日までに受験通知書を送付するので、受験願書に必ず住所を明記すること。
- (2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県衛生環境部衛生課（電話0857-26-7186）に照会すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

昭和60年3月12日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 公聴会の開催の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
鳥取都市計画の変更案に係る公聴会	昭和60年3月28日（木）午後1時から	鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
米子境港都市計画の変更案に係る公聴会	昭和60年4月11日（木）午後1時から	米子市東町160番地 米子市総合研修センター

2 公聴会の案件

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の変更について

3 案件の概要

- (1) 鳥取都市計画の変更案に係る公聴会

市街化区域及び市街化調整区域の境界が地形の変化により不明確になつているところがあること、市街化調整区域内に土地区画整理事業等により宅地として開発されることが確実なところがあること、公水面の埋立てにより新たに生じた土地があること、市街化区域内に今後とも農地として保全されることが確実なところがあること等により、部分的に市街化区域及び市街化調整区域を変更する必要があるため、市街化調整区域のうち鳥取市津ノ井地区等約205ヘクタールを市街化区域に、市街化区域のうち鳥取市江津地区等約40ヘクタールを市街化調整区域に編入するとともに、市街化調整区域のうち鳥取市円護寺地区等約89ヘクタールを土地区画整理事業等により宅地として開発されることが確実になるときまで市街化区域に編入することを保留する区域として設定しようとするものである。

(2) 米子境港都市計画の変更案に係る公聴会

市街化区域及び市街化調整区域の境界が地形の変化により不明確になつているところがあること、市街化調整区域内に土地区画整理事業等により宅地として開発されることが確実なところがあること、公水面の埋立てにより新たに生じた土地があること、市街化区域内に今後とも農地として保全されることが確実なところがあること等により、部分的に市街化区域及び市街化調整区域を変更する必要があるため、市街化調整区域のうち境港市竹ノ内工業団地地区等約296ヘクタールを市街化区域に、市街化区域のうち米子市東福原・中島地区約18ヘクタールを市街化調整区域に変更するとともに、市街化調整区域のうち米子市四軒屋地区等約72ヘクタールを土地区画整理事業等により宅地として開発されることが確実になるときまで市街化区域に編入すること

とを保留する区域として設定しようとするものである。

4 公述の申出等

(1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨を400字詰原稿用紙2枚以内にまとめ、住所、氏名、職業及び年齢を明記し、押印の上、知事に提出すること。

(2) 提出期限

昭和60年3月22日(金) (郵送の場合は、当日までに到着したものに限り。)

(3) 公述人の選定等

申出者が多数ある場合は、知事が公述人を選定し、又は意見を述べる時間を制限することがある。

5 公聴会に関する問い合わせ先

鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県土木部都市計画課 電話0857-26-7366、7367

鳥取市尚徳町116番地

鳥取市建設部計画課 電話0857-22-8111 内線861、362

岩美郡国府町町屋305番地1

国府町建設課 電話0857-22-0111

米子市加茂町一丁目1番地

米子市建設部都市計画課 電話0859-22-7111 内線290、291

境港市上道町1600番地

境港市建設部都市計画課 電話08594-4-2111 内線340、341

西伯郡日吉津村日吉津872番地15

日吉津村建設課 電話0859-27-0211